

証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたのでお知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

追加型証券投資信託

- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (円コース) 毎月分配型
- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (資源国通貨コース) 毎月分配型
- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (アジア通貨コース) 毎月分配型
- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (円コース) 年 2 回決算型
- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (資源国通貨コース) 年 2 回決算型
- 野村 PIMCO 新興国インフラ関連債券投信 (アジア通貨コース) 年 2 回決算型

【変更の内容】

上記各ファンドの運用の外部委託先であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬について、各ファンドの信託財産に属する外国投資信託受益証券の時価総額の合計額の日々の平均値による段階料率制を撤廃する変更を行いました。なお、信託報酬率の総額は、変更ありません。

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)								
<p>(運用の権限委託)</p> <p>第 19 条 <略></p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 32 条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 23 年 8 月以降の毎年 2 月および 8 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、別に定める信託（この信託を含みます。）の信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の合計額の日々の平均値に年 <u>10,000 分の 70</u> の率を乗じて得た額とします。</p> <p>③ <略></p>	<p>(運用の権限委託)</p> <p>第 19 条 <同左></p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 32 条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 23 年 8 月以降の毎年 2 月および 8 月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとします。また、その報酬額は、別に定める信託（この信託を含みます。）の信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の合計額の日々の平均値に、次の率を乗じて得た金額とします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(時価総額の合計額の平均値)</td> <td style="text-align: center;">(率)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>500 億円以下の部分</u></td> <td style="text-align: center;">年 <u>10,000 分の 70</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>500 億円超 1,000 億円以下の部分</u></td> <td style="text-align: center;">年 <u>10,000 分の 67.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1,000 億円超の部分</u></td> <td style="text-align: center;">年 <u>10,000 分の 65</u></td> </tr> </table> <p>③ <同左></p>	(時価総額の合計額の平均値)	(率)	<u>500 億円以下の部分</u>	年 <u>10,000 分の 70</u>	<u>500 億円超 1,000 億円以下の部分</u>	年 <u>10,000 分の 67.5</u>	<u>1,000 億円超の部分</u>	年 <u>10,000 分の 65</u>
(時価総額の合計額の平均値)	(率)								
<u>500 億円以下の部分</u>	年 <u>10,000 分の 70</u>								
<u>500 億円超 1,000 億円以下の部分</u>	年 <u>10,000 分の 67.5</u>								
<u>1,000 億円超の部分</u>	年 <u>10,000 分の 65</u>								

以上

平成 26 年 5 月 12 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社